

副本

令和4年(ワ)第891号 国家賠償請求事件

原告 ラトナヤケ・リヤナゲ・ワヨミ・ニサンサラ・ラトナヤケ ほか2名

被告 国

第14準備書面

令和7年4月16日

名古屋地方裁判所民事第10部合議口B係 御中

被告指定代理人

浅海 俊介

長尾 武明

茂木 薫

齋藤 大

佐藤 良訓

外山 詳子

佐藤 亘

谷岡 朋貴

小林 萌子

加藤 政樹

池平 智美

6

中 谷 文 音

向 山 智 哉

高 牟 禮 雄 太

山 田 与 志 人

迎 雄 二

北 潟 丈 晴

工 藤 陽 子

辻 哲 也

上 田 裕 一

10

吉 岡 聖 剛

吉 田 大 地

加 藤 歩 葵

本 田 太 信

15

被告は、本準備書面により、従前から主張してきたことであるが、改めて主張整理に必要な事項を指摘した上で（後記第1）、2025（令和7）年1月24日付け原告ら第17準備書面（以下「原告ら第17準備書面」という。）において、原告らが医療不提供の違法行為について主張を整理し、立証計画についての意見を述べたことに対して、被告の主張を整理し（後記第2）、立証計画について意見を述べるほか（後記第3）、原告らの同年2月10日付け求釈明申立書（以下「求釈明申立書4」という。）における求釈明事項について、以下のとおり回答する（後記第4）。

なお、略語については、本準備書面で新たに定義するもののほかは、従前の例によることとし、略語等を整理した略語一覧表を本準備書面末尾に添付する。

また、特記のない限り、日付は令和3（2021）年を指すものとする。

第1 ウィシュマ氏の死亡の原因ないし機序が明らかにならなければ名古屋入管の職員がとるべきであった結果回避措置を特定することはできないこと

被告第11準備書面第3の2（2）（33ないし37ページ）で述べたとおり、職務行為基準説によれば、国賠法1条1項の違法性は、飽くまで個々の国民に対する関係で判断すべきものであるから、医療不提供という公務員の不作为が国賠法上違法であるというためには、前記医療不提供によって損害を受けたと主張する特定の国民との関係において、当該公務員に医療を提供すべき義務（作為義務）が認められ、前記作為義務に違反することが必要となる。

そうすると、名古屋入管の職員の医療不提供が国賠法上違法と評価されるということは、すなわち、名古屋入管の職員がウィシュマ氏との関係で医療を提供する義務（作為義務）を負うということであるから、医療不提供がウィシュマ氏との関係で違法となるためには、少なくとも、具体的事情の下、名古屋入管の職員に、ウィシュマ氏に被害が発生することの予見可能性及び当該被害の回避可能性が認められることが必要不可欠というべきである。

これを本件に即してみると、ウィシュマ氏の死亡という現実が生じた被害を

前提としてその防止策（結果回避措置）が何かを検討する必要があるところ、
ウィシュマ氏の死亡の原因ないし機序が明らかにならなければ名古屋入管の職
員がとるべきであった結果回避措置を特定することはできないというべきであ
るから、本件においては、まず、ウィシュマ氏の「死亡の原因ないし機序」（よ
り直接的に死亡の原因となった症状ないし事象。不明を含む。）が先行して争点
とされるべきであり、その上で、このような「死亡の原因ないし機序」を前提
として、国賠法1条1項の違法性の有無が検討されるべきである¹。

もともと、裁判所から、必要な医療の提供の懈怠に関する争点の関係で、双
方の主張をまとめるように訴訟指揮があったことから、上記のとおりウィシュ
マ氏の「死亡の原因ないし機序」を前提として検討されるべきであるものの、
原告らの主張に対し、その時々におけるウィシュマ氏に認められた症状に対し、
医師に求められる医療の水準を満たした医療が提供されていたかどうか、とい
う見地から、原告らの主張整理に対する被告の主張を整理し（後記第2）、立証
計画についての意見を述べる（後記第3）。

第2 原告らの主張整理に対する被告の主張整理

1 義務違反①（1月28日の庁内内科等医診察当時の義務違反）とする原告ら の主張（原告ら第17準備書面第1・1及び2ページ）に対する被告の主張

(1) 庁内内科等医の義務違反（原告ら第17準備書面第1の1①）は認められ

¹ 高橋譲編著・医療訴訟の実務〔第2版〕89及び90ページ（村田渉執筆部分「争点整理1」）も「医療訴訟が損害賠償請求訴訟の一種である以上、結果の発生と無関係の不適切な診療行為あるいは医師らの過失について主張立証しても、基本的に無意味である。（中略）（引用者注：原告は）結果発生をもたらす可能性のある過失行為のみに焦点を絞って主張を展開すべきである。」、「過失主張に当たっては、まず、①問題とすべき結果の発生から出発する→②この結果が発生する医学的機序を考える→③結果発生の原因となったと考えられる診療行為等を特定する、という順序で考え」としているところ（秋吉仁美編著「リーガル・プログレッシブ・シリーズ医療訴訟」19ページにも同旨の指摘がある。）、同じく損害賠償請求の一種である本件についても、その趣旨はそのまま妥当する。

ないこと²

ア 1月26日に実施された1回目尿検査は定性的な検査であり、医師は、尿ケトン体等の検査結果を補助的に指標として利用するにとどまるものであって、血液検査の結果や他の症状、診察時の所見等も踏まえて、個別・
5 具体的な治療方針を判断する。

本件においては、前日の1月25日に実施された血液検査の結果からは、ウィシュマ氏が深刻な脱水の状態にあったとは認められず、栄養状態についても特段の異常は認められず、ウィシュマ氏が健康状態に問題がない栄養状態を維持したまま標準体重に向けて体重が減少していると考えられた
10 ことからすれば、1回目尿検査に係る尿中からケトン体が検出されたとしても何ら不思議な点はなく、1回目尿検査の結果に病的な意味は認められない。

イ 一般的な病院や診療所において、脱水等の症状が見られる患者全てに対し、一律に、食事や水分の摂取量、排尿・排便の量の記録・管理が行われて
15 いて、その差分を摂取するような厳密な水分管理・栄養管理が行われているものではない。

ウ 庁内内科等医は、この当時のウィシュマ氏の症状等から外部医療機関の受診を含む適切な治療方針を立てて、これを適切に実施していた。

(2) 看護師の義務違反（原告ら第17準備書面第1の1②）は認められないこと³

² 被告第4準備書面第2の2(1)ア及びイ・8ないし12ページ、被告第7準備書面第1の4・9及び10ページ、同第2の2(1)ないし(4)・16及び17ページ、同第2の6(1)ア・21及び22ページ、被告第9準備書面第1の3ないし5・8ないし11ページ、同第1の7・13ないし15ページ、同第1の9(2)・26ないし28ページ、被告第10準備書面第1の2・9ないし13ページ、同第2の2・14及び15ページ、被告第11準備書面第2の1(2)・19及び20ページ、被告第12準備書面第2の2(2)・21ページ、同第2の3(2)・22及び23ページ

³ 被告第4準備書面第2の2(1)イ・10ないし12ページ

看護師は、1回目尿検査後もウィシュマ氏を訪問し、その状態、症状及び
摂食状況を確認して、病状に応じて必要な経過観察をしていたほか、ウィシ
ュマ氏に対し、水をこまめに飲むよう促すなどの処置を講じ、1月28日に
は、診療録にこの当時のウィシュマ氏の症状等を記載するなど適切な対応を
5 していた。

2 義務違反②（2月4日の庁内内科等医診察当時の義務違反）とする原告らの 主張（原告ら第17準備書面第2・2及び3ページ）に対する被告の主張

(1) 庁内内科等医の義務違反（原告ら第17準備書面第2の1①ないし③）は 認められないこと⁴

10 ア 前記1(1)で述べたとおり、1月25日に実施された血液検査及び1回目
尿検査並びに当時のウィシュマ氏の症状等からは、ウィシュマ氏において、
特段の病的な意味がある異常があるとまでは認められず、それ以降、ウィ
シュマ氏の症状等に特段の異常や変化が認められない以上、庁内内科等医
が、2月4日の庁内診療において、重ねて血液検査等を行わなかったこと
15 が不合理であったとはいえない。

イ 庁内内科等医は、ウィシュマ氏に対して点滴（静脈栄養法）の必要があ
るとの判断には至らなかったところ、経口摂取が可能であって、腸が機能
している場合は経腸栄養を選択することが基本とされていることやウィシ
ュマ氏が経口補水液であるOS-1を摂取し、少量ながらも摂食すること
20 ができていた状況等からすれば、上記判断が不合理であったとはいえない。

ウ 庁内内科等医の治療方針に基づき、2月5日にウィシュマ氏に対する胃
カメラ等の診療を行った中京病院消化器内科の医師は、上部内視鏡検査(胃

⁴ 被告第1準備書面第4の4(2)イ(イ)及び(ウ)・51及び52ページ、被告第4準備書面第2
の2(1)イ・10ないし12ページ、同第2の2(2)イ・13ページ、被告第7準備書面第1の
4・8及び9ページ、同第1の5・10及び11ページ、同第1の8・14ページ、同第2の
2(5)ないし(7)・18及び19ページ、同第2の6(2)・25及び26ページ、被告第9準備
書面第1の9・25ないし28ページ

カメラ検査)を実施した結果、食道や胃、十二指腸に潰瘍等の異常はなく、
体調不良の原因となる所見が認められないことを確認しており、同医師も
ウィシュマ氏について点滴も入院も必要な状況ではないと判断し、これら
を指示しなかった。

5 エ 水分摂取量・食事摂取量、排尿等の回数の記録については、前記1(1)イ
で述べたとおりである。

オ 庁内内科等医は、この当時のウィシュマ氏の症状等から外部医療機関の
受診を含む適切な治療方針を立てて、これを適切に実施していた。

10 (2) 看護師の義務違反(原告ら第17準備書面第2の1④)は認められないこ
と

前記1(2)で述べたとおりである。

3 義務違反③(2月15日の尿検査結果判明時点から2月18日の庁内内科等
医診察当時にかけての義務違反)とする原告らの主張(原告ら第17準備書面
第3・4及び5ページ)に対する被告の主張

15 (1) 庁内内科等医の義務違反(原告ら第17準備書面第3の1①ないし③)は
認められないこと⁵

20 ア 前記1(1)アと同様に、2月15日に実施された2回目尿検査は定性的な
検査であり、医師は、尿ケトン体等の検査結果を補助的に指標として利用
するにとどまるものであって、血液検査の結果や他の症状、診察時の所見
等も踏まえて、個別・具体的な治療方針を判断する。

⁵ 被告第1準備書面第4の3(2)エ(イ)・45及び46ページ、同第4の4(2)ウ(イ)・53及び
54ページ、被告第4準備書面第3の2(2)及び(3)・17ないし21ページ、被告第6準備書
面第1の2(2)・8及び9ページ、被告第7準備書面第1の5ないし7・10ないし14ペー
ジ、同第2の6(1)イないし(3)・22ないし26ページ、同第3の2(1)・28ないし31ペ
ージ、被告第9準備書面第1の6及び7・11ないし15ページ、被告第10準備書面第3の
2・16ないし21ページ、同第4の2・22ないし33ページ、同第6の2・40ないし4
6ページ、被告第12準備書面第2の4(2)・23及び24ページ、同第2の6(2)・26及び
27ページ

本件においては、2回目尿検査のケトン体「3+」、ウロビリノーゲン「3+」、蛋白質「3+」との結果をもって、ウィシュマ氏がその時点で直ちに生命の危険のある重篤なケトアシドーシスに至っていたとはいえ、肝機能障害や腎機能障害についても、「黄疸」や「浮腫」、「意識障害」は認められなかった。

また、2月18日までの身体所見や看護師との面談内容等から、ウィシュマ氏には呼吸の異常、意識レベルの低下といった事情は認められないほか、ウィシュマ氏は、低血圧であることはほとんどなく、嘔吐は改善傾向が認められ、少なからず飲食物を摂取している状態であって、食欲がなかったわけでもなく、同日時点の栄養状態に特段問題があるような徴候は認められなかった。

ウィシュマ氏は、全身のしびれを訴えていたが、しびれを引き起こす疾患は多数の原因が考えられ、しびれのみでビタミンB1欠乏症を発症していたとはいえないほか、ウィシュマ氏にはビタミンB1欠乏症と認めるに足る事情等は認められなかった。

以上を踏まえると、庁内内科等医が、直ちに血液ガス分析（動脈血ガス分析）及び血液検査を実施し、又は検査、鑑別診断、点滴等を自ら行うか、これらが可能な外部医療機関を受診させるよう職員に指示すべき場合であったとはいえない。

イ 庁内内科等医は、消化器内科や整形外科における診療や検査を行い、それぞれ異常がないことが確認されたことや、2月18日の診療におけるウィシュマ氏の表情や問診でのやり取りなどから、内科的な器質的疾患が見当たらず、消化器内科における内視鏡検査でも異常がないとすれば、吐き気や食欲不振に関し、精神的・心因的な原因による可能性を考慮し、外部医療機関（精神科）での受診を指示したところ、その経過は、一般的な内科医において実践されている診療のプロセスに合致している以上、その対

応が不合理とはいえない。

ウ 水分摂取量・食事摂取量、排尿等の回数の記録については、前記 1 (1) イで述べたとおりである。

(2) 看護師の義務違反（原告ら第 17 準備書面第 3 の 1 ④）は認められないこと⁶

ア 看護師は、2 回目尿検査のケトン体の数値が、脱水及び栄養不足状態を表していると認識していたことなどから、看守勤務者に対し、OS-1 の量を増やすように指示する対応をしたほか、2 月 18 日の庁内診療の際、庁内内科等医に対し、2 回目尿検査の結果を伝えるなど適切な対応をしていた。

イ 水分摂取量・食事摂取量、排尿等の回数の記録については、前記 1 (1) イで述べたとおりである。

(3) 庁内整形外科医の義務違反（原告ら第 17 準備書面第 3 の 1 ⑤）は認められないこと⁷

庁内整形外科医は、2 月 16 日に庁内診療を行ったところ、ウィシュマ氏の訴えの内容や手足の動作を確認するなどした結果、ウィシュマ氏が訴える全身のしびれは整形外科的な疾患によるものではないと判断し、精神科の受診を勧めたところ、この対応にも不合理な点は認められない。

4 義務違反④（2 月 18 日の庁内内科等医診察後の義務違反）とする原告らの主張（原告ら第 17 準備書面第 4・5 及び 6 ページ）に対する被告の主張

(1) 看護師の義務違反（原告ら第 17 準備書面第 4 の 1 ①）及び看守勤務者ら

⁶ 令和 4 年 9 月 2 日付け求釈明に対する回答書第 2 の 2 及び 4・3 及び 4 ページ

⁷ 被告第 1 準備書面第 2 の 3 (13)・26 ページ、同エ(イ)・45 及び 46 ページ、被告第 6 準備書面第 1 の 2 (2)・8 及び 9 ページ、被告第 7 準備書面第 1 の 5・10 及び 11 ページ、同第 1 の 7 (2)・13 及び 14 ページ、同第 3 の 2 (1)オ・30 ページ、被告第 10 準備書面第 3 の 2 (4) 及び (5)・18 ないし 20 ページ

の義務違反（同書面第4の1②）は認められないこと⁸

ウィシュマ氏は、2月5日以降も、一定程度、栄養成分や水分を経口摂取
することができていたほか、処方されていた薬も服用しており、2回目尿検
査後は、増量されたOS-1も摂取していた。また、2月22日の庁内内科
等医による診療では、栄養の摂取を補うために経腸栄養剤（イノラス配合経
腸用液）が処方され、ウィシュマ氏は、3月6日に至るまで同栄養剤を摂取
し、少なからずビタミンB1も摂取していた。そして、看護師は、ウィシュ
マ氏の意欲の向上、食欲や体力の回復を図るため、2月24日以降平日毎日
約30分間のリハビリテーションを継続して行っていた。

ウィシュマ氏は、3月4日午後に掖済会病院精神科を受診しているところ、
掖済会病院精神科医によっても、ウィシュマ氏の意識が朦朧とするなどの明
らかな意識レベルの低下、意識障害、生命に危機があるような身体状態の徴
候は認められず、点滴が必要と認められるような身体状態ではなかったこと
からすると、看護師及び看守勤務者らにおいて、ウィシュマ氏の生命の危機
に直ちに關わるような特段の病的な異常を認識することはなかったのである
から、看護師及び看守勤務者らには、庁内内科等医や名古屋入管幹部に報告
する義務があったとは認められない。

(2) 処遇担当統括の義務違反（原告ら第17準備書面第4の1③）は認められ
ないこと

前記(1)で述べたとおり、看護師及び看守勤務者らにおいて、ウィシュマ氏
の生命の危機に直ちに關わるような特段の病的な異常を認識することはなか

⁸ 被告第1準備書面第4の4(2)ウ(リ)・54ページ、被告第4準備書面第2の2(2)ウ及び
エ・14及び15ページ、被告第6準備書面第1の2(4)アないしネ・11ないし34ペー
ジ、被告第7準備書面第1の8・14ページ、同第2の6(2)・25及び26ページ、同第3
の2(2)・31ないし33ページ、被告第9準備書面第1の8・15ないし25ページ、同第
1の9(2)・26ないし28ページ、同第2の2(3)ア・33ページ、被告第10準備書面第5
の2・34ないし39ページ、同第6の2・40ないし46ページ、同第7の2・47ないし
50ページ、被告第12準備書面第2の5(2)・25ページ、同第2の9(2)・31ページ

ったのであるから、処遇担当統括においても、当時の名古屋出入国在留管理局被収容者処遇細則34条に基づき名古屋入管局長に指示を仰ぐ等の行為をする義務があったとは認められない。

5 義務違反⑤（掖済会病院精神科医への不適切な情報提供）とする原告らの主張（原告ら第17準備書面第5・6及び7ページ）に対する被告の主張

(1) 庁内内科等医の義務違反（原告ら第17準備書面第5の1①）は認められないこと⁹

ア 庁内内科等医は、それまでの診療経過等を踏まえ、ウィシュマ氏が訴えていた「悪心、食欲不振、しびれ」という症状について、精神科的要因を疑い、同要因に関する診療を掖済会病院精神科医に依頼したものであって、低栄養・脱水や、肝機能障害の有無に関する診療を依頼したわけではない。

イ 庁内内科等医が作成した診療情報提供書は、精神科的要因の診察を具体的かつ明示的に依頼するものであるといえ、一般的な診療依頼の在り方に沿う適切な依頼であり、医学的に誤った情報なども記載されていなかったのであるから、適切な情報提供がなされたといえる。

また、掖済会病院精神科医が薬を処方する場合においては、処方薬の禁忌事項などとの関係から、必要があれば、同医が従前の各種検査結果を照会したり、自ら各種検査を実施したりすることは当然予定されている。

(2) 看守勤務者らの義務違反（原告ら第17準備書面第5の1②）は認められないこと¹⁰

名古屋入管職員は、掖済会病院精神科医に対し、ウィシュマ氏の具体的な症状や診療経過、体調不良を訴え始めた時期や経緯等の適切な情報提供をし

⁹ 被告第9準備書面第2の2(1)・29ないし30ページ、被告第10準備書面第8の2(1)・51ないし53ページ、被告第12準備書面第2の8(2)・30ページ

¹⁰ 被告第9準備書面第2の2(2)・30ないし33ページ、同第2の2(3)ウ及びエ・34ないし37ページ、被告第10準備書面第8の2(2)・53及び54ページ

ており、一方で、詐病等に関することについて言及したことはなく、不適切な情報提供はしていない。

また、ウィシュマ氏がクエチアピンの慎重投与が必要な肝機能障害を有する者であったとは認められず、名古屋入管職員が、掖済会病院精神科医に対し2回目尿検査の結果を伝えなかったことについて、不適切な情報提供が行われたとは認められないほか、同医によるクエチアピンの処方も不適切であったとはいえない。

6 義務違反⑥（3月5日午前7時52分頃から同月6日午前11時15分頃までの時点において救急搬送を要請しなかったこと）とする原告らの主張（原告ら第17準備書面第6・7及び8ページ）に対する被告の主張

(1) 看守勤務者らの義務違反は認められないこと¹¹

医療従事者でない看守勤務者らが、クエチアピン等の服薬開始後のウィシュマ氏の状態について、クエチアピン等の薬の効果が出ていたものであると認識したとしても、不合理であるとはいえない。

3月5日午前7時52分頃、看守勤務者は電子機器によってウィシュマ氏の血圧及び脈拍の数値を測定することができなかったが、ある時点において実施した電子機器によるバイタルチェックにおいて血圧や脈拍を測定することが不能であっても、その後、時間をおいて再度測定を行ったり、医学的な知識を有する医療従事者が測定を行えば、血圧や脈拍が計測できることもあり、現に同日午後2時30分頃から午後2時58分頃に看護師がウィシュマ氏の血圧及び脈拍を測定することができたのであるから、医学的な専門知識のない一般的な入管職員を基準とすれば、看守勤務者らが、同日午前7時52分頃の時点においては単発的に測定することが不能であったと考えること

¹¹ 被告第1準備書面第4の4(2)エ(イ)及び(ウ)・55ないし57ページ、被告第6準備書面第1の2(4)ノないしミ・34ないし37ページ、被告第9準備書面第3の2(5)ないし(7)・45ないし55ページ、被告第10準備書面第10の1(2)・58ないし63ページ、同第10の2(2)ア・64ないし65ページ

も自然であり、同時点でバイタルチェックの項目の一部が計測不能となったことをもって、直ちにウィシュマ氏の容態が重篤な状態に陥っていると認識することは困難であった。

3月6日午前11時15分頃、ウィシュマ氏が「大きく呼吸し、胸が上下している」という状態であったとしても、そのことのみではウィシュマ氏がケトアシドーシスの状態に至っていたと断定することはできず、医学的な専門知識のない一般的な入管職員を基準とすれば、看守勤務者らが、当該呼吸の態様をもって、ウィシュマ氏が、医師に連絡して指示を仰ぐ又は救急搬送を要請するほかないと判断せざるを得ない程度に重篤な状態に陥っていると認識することは困難であった。

(2) 処遇担当統括の義務違反は認められないこと

前記(1)で述べたとおり、看守勤務者らにおいて、3月5日午前7時52分頃の時点でバイタルチェックの項目の一部が計測不能となったことをもって、直ちにウィシュマ氏の容態が重篤な状態に陥っていると認識することは困難であり、また、同月6日午前11時15分頃の時点で、ウィシュマ氏がケトアシドーシスの状態に至っていたと断定することはできず、ウィシュマ氏の呼吸の態様をもって、ウィシュマ氏が、医師に連絡して指示を仰ぐ又は救急搬送を要請するほかないと判断せざるを得ない程度に重篤な状態に陥っていると認識することは困難であり、このことは処遇担当統括においても同様である。

7 義務違反⑦（本件当時における名古屋入管の体制が不適切であったこと）とする原告らの主張（原告ら第17準備書面第7・8ないし10ページ）に対する被告の主張

(1) 名古屋入管局長の義務違反（原告ら第17準備書面第7①ないし④及び⑥

ないし⑧)は認められないこと¹²

ア 医師等の配置状況、医師等が不在の場合の対応状況、近隣の外部医療機関との連携状況、被収容者のバイタルチェック等の状況、研修状況等について、名古屋入管局長は、本件当時、一般の病院・診療所に求められている水準の医療上の措置を講じるための医療体制を構築していた。また、平成30年3月5日付け法務省入国管理局長指示（甲第16号証）は、職員に周知されていた。

イ ある作為が、公権力の行使に当たる公務員の職務上の法的義務として義務付けられたものといえるためには、当該作為を求められる公務員において、注意義務の内容を認識してこれを尽くすことが可能な程度に、すなわち、通常なすべきとして認識できる程度に、当該作為の発生要件及び作為すべき内容が明確なものでなければならないところ、名古屋入管局長は、義務違反⑦で原告らが語る述べる体制を構築する義務を国賠法1条1項の「違法」を構成する法的義務として負うことはない。

この点をおくとしても、名古屋入管の収容施設においていかなる医療体制を構築するかは、事柄の性質上、収容施設内の実情に通曉し、かつ、専門的、技術的知見を有する名古屋入管局長の合理的な裁量に委ねられているところ、名古屋入管局長の判断が社会通念上著しく不合理であるとは認められず、その判断に裁量権の範囲の逸脱又はその濫用があったとはいえない。大村入国管理センターが作成した令和元年10月24日付け「拒食中の被収容者に対する対応要領」（甲第121号証）は、同センター以外の他の入管収容施設の長に職務上通常尽くすべき注意義務を生じさせるものではない。

ウ なお、前記1ないし6で述べたとおり、庁内内科等医、看護師、庁内整

¹² 被告第10準備書面第9の2・55ないし57ページ、同第11の2・67及び68ページ、被告第12準備書面第1の2・6ないし20ページ

形外科医、看守勤務者ら及び処遇担当統括の義務違反は認められないから、名古屋入管局長が被収容者処遇規則30条に違反したとは認められない。

(2) 処遇担当統括の義務違反（原告ら第17準備書面第7⑤）は認められないこと

5 名古屋入管における体制構築義務は名古屋入管局長に義務づけられるものであって、処遇担当統括に義務づけられるものではない。処遇担当統括が上記体制構築義務を負う法的根拠について、原告らは主張していない。

なお、原告らが、処遇担当統括が当時の処遇細則（甲第15号証）34条1項及び2項に恒常的に違反していた旨主張する点¹³について付言する。

10 同条1項は、「処遇担当統括は、…（中略）…被収容者から医師の診療の申出があったときは、局長に報告し、その指示を受けるものとする。」と規定しているところ、同申出を受けた際には、前記処遇細則51条1項に基づき、被収容者申出書を作成することとなる。そして、同項は、「処遇担当統括は、被収容者から処遇規則第41条に規定する申出又は請求があったときは、その要旨を被収容者申出書に記載させ、当該申出の内容を検討し、意見があればこれを付して局長に報告するものとする。」と規定しているところ、名古屋
15 出入国在留管理局行政文書取扱規則（乙第79号証）19条別表第一（名古屋出入国在留管理局文書決裁区分表）第15の2の決裁区分により、「特に重要なもの」は「局長」を決裁者とし、「重要なもの」は「次長又は警備監理官」を決裁者とし、「一般的なもの」は「首席入国警備官」を決裁者としてとされている。すなわち、かかる規定により、同細則34条1項による名古屋入管局長の権限のうち、「重要なもの」は「次長又は警備監理官」に、「一般的なもの」は「首席入国警備官」に各分掌されており、名古屋入管局長又は
20 同局長から権限分掌を受けた者（以下「局長等」という。）の決裁を経た時点

¹³ この点に関する主張は、原告ら第17準備書面以外には不見当であり、同書面で初めてなされた主張であると思われることから、簡潔に反論した。

で、局長等への報告及び局長等からの指示がされたといえることができる。

また、前記処遇細則 3 4 条 2 項は、「処遇担当統括は、前項の場合において、急を要し、局長に報告するいとまがないときは、直ちに医師の診療を受けさせた上、速やかに局長にその状況を報告しなければならない。」と規定しているところ、この場合の名古屋入管局長への報告は、同条 4 項に規定する診療結果報告書により行うこととなるところ、同条 2 項により報告を受ける同局長の権限についても、前記文書取扱規則（乙第 7 9 号証）1 9 条別表第一（名古屋出入国在留管理局文書決裁区分表）第 1 5 の 2 の決裁区分により、被収容者申出書による場合と同様に、「重要なもの」は「次長又は警備監理官」に、「一般的なもの」は「首席入国警備官」に各分掌されているものであり、診療結果報告書の決裁を経た時点で、局長等への報告がされたといえることができる。

しかるに、本件において、処遇担当統括は、「被収容者申出書」（甲第 6 号証の 1 ないし 9 参照）及び「診療結果報告書」（甲第 7 号証の 1 ないし 4 参照）を作成した上、各決裁権者の決裁を経ているのであるから、当時の処遇細則 3 4 条 1 項及び 2 項に恒常的に違反していたとは認められない。

そして、本件では、前記 6 の (2) のとおり、原告らの主張する義務違反⑥については処遇担当統括の義務違反は認められない。したがって、いずれにしても、処遇担当統括について、当時の処遇細則 3 4 条 1 項及び 2 項違反は認められない。

8 原告らの主張する義務違反①ないし⑦とウィシュマ氏の死亡との因果関係に関する被告の主張¹⁴

本件では、「特定の事実が特定の結果発生を招来した関係を是認しうる高度の蓋然性」が証明されているとは到底認められないが、この点をおくとしても、

¹⁴ 被告第 1 1 準備書面第 1 の 3 (2) ・ 1 6 ないし 1 9 ページ、同第 2 ・ 1 9 ないし 3 1 ページ

名古屋入管の職員の行為とウィシュマ氏の死亡との間の因果関係は認められない。

5 そもそも、ウィシュマ氏の詳細な死因に関しては、複数の要因が影響した可能性があり、専門医らの見解によっても、各要因が死亡に及ぼした影響の有無・程度や死亡に至った具体的な経過（機序）を特定することは困難であるとされており、死因については不明であるというほかなく、また、「低栄養・脱水」がウィシュマ氏の死亡の結果を招来したとはいえないから、原告らの主張する義務違反①ないし⑦とウィシュマ氏の死亡の因果関係は認められない。

10 第3 立証計画について

被告は、ウィシュマ氏に対する庁内内科等医の診療方針や医療上の対応が適切なものであったこと、本件当時の医学的知見などを立証するため、専門家である医師の証人尋問を検討している。

15 第4 求釈明事項に対する回答について

1 原告らの求釈明事項

(1) 求釈明申立書4の2（1及び2ページ）

20 乙第78号証の指摘事項をすべて反映させてもカロリー等の栄養は30代成人女性の必要量を大きく下回っている。被告において、原告ら第16準備書面の結論部分に記載された「30代成人女性の必要量を下回っており、かかる状態が、継続していた」という事実（同書面3ページ）を争わないことを確認されたい。

(2) 求釈明申立書4の1（1ページ）

25 乙第78号証は、原資料であるはずの「看護師作成メモ」等を出入国在留管理庁において処理作成した「看護師作成メモの抜粋」（甲第4号証の2別紙6）や「調査報告書・別添」（甲第4号証の2）という編集資料を参照して作

成しており、信用性に劣ると言わざるを得ない（〔各指摘事項〕 2・22・28・31・33・34・38・39項）。被告において、原資料である看守勤務日誌に基づいて作成した甲第130号証の1ないし4の証明力について反論するのであれば、被告においても内部で処理作成した資料ではなく、原資料である「看護師作成メモ」等を開示した上で主張されたい。

2 被告の回答

前記1(1)及び(2)のいずれも回答の要を認めない。

3 前記2の回答の理由

(1) 前記1(1)について

ウィシュマ氏の死因は不明であるというほかなく、「低栄養・脱水」がウィシュマ氏の死亡の結果を招来したとはいえないから、ウィシュマ氏の死因が「低栄養・脱水」であることを前提とした原告らの主張は前提を欠いている上、原告らが確認を求めている「原告ら第16準備書面の結論部分に記載された「30代成人女性の必要量を下回っており、かかる状態が、継続していた」という事実」は、ウィシュマ氏が「低栄養・脱水」であるか否かに関する間接事実にすぎないため、被告は、回答の要を認めない。

(2) 前記1(2)について

前記(1)で述べたことからすれば、本来、被告は、ウィシュマ氏の栄養摂取状況に関して原告らが主張の前提とする甲第130号証の1ないし4の信用性がいずれも低いことを明らかにする必要はなかった。

しかし、甲第130号証の1ないし4には、現在の証拠関係を前提とした場合に、ウィシュマ氏が摂取していることが明らかな食品について、そのカロリー等の摂取量が算出・計上されていないものや、計算の誤りがあるものなどが存在したため、被告は、このことが裁判所に対して予断を与えることのないよう、甲第130号証の1ないし4の誤りを指摘したにとどまるから、回答の要を認めない。

以 上

略語一覧

		略 語	全 文	定義箇所
1	な	名古屋入管	名古屋出入国在留管理局	第1準備書面 4P
2	こ	国賠法	国家賠償法	第1準備書面 4P
3	す	スリランカ	スリランカ民主社会主義共和国	第1準備書面 4P
4	う	ウイシュマ氏	ラトナヤケ・リヤナゲ・ウイシュマ・サンダマリ	第1準備書面 4P
5	え	振済会病院	名古屋市内所在の名古屋振済会病院	第1準備書面 4P
6	ち	調査報告書	令和3年3月6日の名古屋出入国在留管理局被収容者死亡事案に関する調査報告書	第1準備書面 5P
7	に	入管法	出入国管理及び難民認定法	第1準備書面 5P
8	も	元交際相手	スリランカ国籍の男性	第1準備書面 6P
9	ち	中京病院	名古屋市内所在の中京病院	第1準備書面 10P
10	ち	庁内内科等医	名古屋入管の非常勤医（内科・呼吸器内科・アレルギー科医）	第1準備書面 10P
11	お	OS-1	経口補水液であるOS-1	第1準備書面 10P
12	か	仮放免関係決裁書	ウイシュマ氏の1回目の仮放免許可申請の許否に係る決裁書	第1準備書面 11P
13	し	処遇規則	被収容者処遇規則	第1準備書面 16P
14	ち	庁内整形外科医	名古屋入管の非常勤医（整形外科医）	第1準備書面 18P
15	と	東京入管	東京出入国在留管理局（現東京出入国在留管理局）	第1準備書面 21P
16	ぬ	沼津警察署	静岡県沼津警察署	第1準備書面 23P
17	い	1回目仮放免許可申請	ウイシュマ氏は、令和3年1月4日、名古屋入管主任審査官に対し、仮放免許可を申請した	第1準備書面 23P
18	に	2回目仮放免許可申請	ウイシュマ氏は、令和3年2月22日、名古屋入管主任審査官に対し、仮放免許可を申請した	第1準備書面 24P
19	ち	庁内医師	医師2名	第1準備書面 28P
20	ち	庁内診療	名古屋入管内の診療	第1準備書面 29P
21	ち	庁外診療	外部医療機関での診療	第1準備書面 29P
22	し	収容継続の違法行為	違法な収容を継続したことによってウイシュマ氏の健康を害し、死亡に至らせたという違法行為	第1準備書面 31P
23	い	医療不提供の違法行為	健康を害したウイシュマ氏に対し必要な医療を提供せずに死亡に至らせたという違法行為	第1準備書面 31P
24	よ	容疑者	入管法24条各号の一に該当すると思料する外国人	第1準備書面 33P
25	に	入国者収容所長等	入国者収容所長又は主任審査官	第1準備書面 40P
26	で	DV措置要領	DV事案に係る措置要領	第1準備書面 41P
27	と	東京高裁平成17年判決	東京高等裁判所平成17年6月23日判決	第1準備書面 61P
28	ほ	本件ビデオ映像	ウイシュマ氏が収容されていた名古屋入管収容場の単独室内の天井に設置された定点監視カメラにより、同単独室内の状況を、1日24時間、令和3年2月22日午前8時頃から同年3月6日午後3時5分頃まで合計約29.5時間分を撮影した映像が記録されているDVD合計39枚	第1準備書面 64P
29	み	民訴法	民事訴訟法	令和4年7月15日付け文書提出命令申立てに対する意見書 13P

		略 語	全 文	定義箇所
30	き	求釈明申立書	原告らの2022年(令和4年)7月19日付け求釈明申立書	令和4年9月2日付け求釈明に対する回答書 3P
31	ひ	被告第1準備書面	被告の令和4年7月13日付け第1準備書面	令和4年9月2日付け求釈明に対する回答書 3P
32	ほ	本件尿検査	ウシヤマ氏に係る尿検査	令和4年9月2日付け求釈明に対する回答書 4P
33	ほ	本件申立書2	申立人らの2022年(令和4年)6月1日付作文書提出命令申立書	令和4年9月7日付け求釈明に対する回答書 3P
34	ほ	本件申立て2	本件申立書2による文書提出命令の申立て	令和4年9月7日付け求釈明に対する回答書 3P
35	か	各文書等	名古屋地方検察庁から提供を受けた以下の文書等(文書の作成者、所属大学名等についてマスキング(白色)がされたもの)	令和4年11月18日付け上申書 3P
36	し	司法解剖の鑑定書	令和3年4月16日付け司法解剖医作成の鑑定書(抄本)	令和4年11月18日付け上申書 3P
37	び	病理鑑定書	令和4年2月28日付け大学医師作成の鑑定書(抄本)	令和4年11月18日付け上申書 3P
38	げ	原告ら第1準備書面	原告らの2022年(令和4年)9月9日付け「原告ら第1準備書面 認否、相互主観」	第2準備書面 5P
39	げ	原告ら第2準備書面	原告らの2022年(令和4年)9月9日付け「原告ら第2準備書面 収容の違法」	第2準備書面 5P
40	げ	原告ら第3準備書面	原告らの2022年(令和4年)9月9日付け「原告ら第3準備書面 医療不提供の違法」	第2準備書面 5P
41	じ	自由権規約	市民的及び政治的権利に関する国際規約	第2準備書面 13P
42	じ	自由権規約委員会	自由権規約第28条に基づき設置される委員会	第2準備書面 14P
43	い	移住グローバル・コンパクト	「安全である秩序ある正規移住のためのグローバル・コンパクト」	第2準備書面 17P
44	お	乙第36号証の映像	乙第36号証に記録された映像	令和5年2月13日付け原告の「訴訟進行に関する申入れ」に対する意見書 3P
45	ほ	本件単独室	ウシヤマ氏が収容されていた名古屋入管収容場の単独室	令和5年2月13日付け原告の「訴訟進行に関する申入れ」に対する意見書 3P
46	ぶ	文提意見書1	被告の令和4年7月15日付作文書提出命令申立てに対する意見書1	令和5年2月13日付け原告の「訴訟進行に関する申入れ」に対する意見書 3P
47	べ	別件訴訟	別件国家賠償請求訴訟(水戸地方裁判所平成29年(ワ)第552号)	令和5年2月13日付け原告の「訴訟進行に関する申入れ」に対する意見書 6P
48	に	2回目尿検査	令和3年2月15日に行われたウシヤマ氏の2回目の尿検査	第4準備書面 6P
49	い	1回目尿検査	令和3年1月26日に行われたウシヤマ氏の1回目の尿検査	第4準備書面 7P
50	け	経腸栄養剤	経腸栄養剤であるイノラス配合経腸用液	第4準備書面 14P
51	い	今川意見書	今川篤子医師が作成した意見書(甲第46号証)	第4準備書面 16P
52	げ	原告ら第4準備書面	原告らの2023年(令和5年)2月8日付け「原告ら第4準備書面(損害論)」	第5準備書面 3P
53	げ	原告ら第5準備書面	原告らの2023年(令和5年)2月8日付け「原告ら第5準備書面 収容の違法」	第5準備書面 3P
54	げ	原告ら第7準備書面	原告らの2023年(令和5年)5月1日付け「原告ら第7準備書面 医療不提供の違法」	第6準備書面 7P
55	ひ	被告第4準備書面	令和5年2月14日付け被告第4準備書面	第7準備書面 5P
56	げ	原告ら第8準備書面	原告らの2023年(令和5年)7月5日付け「原告ら第8準備書面 収容の違法性について(補充)」	第8準備書面 5P
57	ひ	被告第2準備書面	被告の令和4年12月5日付け第2準備書面	第8準備書面 6P
58	ひ	被告第5準備書面	被告の令和5年4月28日付け第5準備書面	第8準備書面 7P
59	ひ	被告第7準備書面	被告の令和5年8月10日付け第7準備書面	第8準備書面 10P
60	に	入管庁	出入国在留管理庁	第8準備書面 10P

		略 語	全 文	定義箇所
61	ご	拷問等禁止条約	拷問及び他の残虐な、非人道的な又は品位を傷つける取扱い又は刑罰に関する条約	第8準備書面 15P
62	の	野村教授意見書	久留米大学医学部内科学講座内分泌代謝内科学部門野村政壽主任教授の意見書	第9準備書面 7P
63	え	療済会病院精神科医	(療済会病院の)精神科医師	第9準備書面 24P
64	く	クエチアピン	クエチアピン錠100ミリグラム「サンド」	第9準備書面 34P
65	に	ニトラゼパム	ニトラゼパム錠5ミリグラム「トール」	第9準備書面 34P
66	げ	現に認識していた事実及び認識し得た事実	当該職務行為時点において当該公務員が現に認識していた事実及び同様の地位にある一般的な公務員として通常要求される職務を遂行すればその当時に認識し得た事実	第9準備書面 39P
67	い	一般的な入管職員	入管収容施設において被収容者の処遇等に従事する医学的な専門知識のない一般的な職員	第9準備書面 42P
68	げ	原告ら第10準備書面	原告らの2023年(令和5年)9月22日付け「原告ら第10準備書面 医療不提供の違法」	令和5年11月22日付け求釈明に対する回答書 3P
69	や	約290時間分の映像	乙第36号証の映像(約5時間分の映像)以外の約290時間分の映像	令和5年11月22日付け求釈明に対する回答書 6P
70	ひ	被告第9準備書面	被告の令和5年10月13日付け第9準備書面	令和6年2月14日付け求釈明に対する回答書 3P
71	ほ	保安上の事故	被収容者の逃走、奪取等	令和6年2月14日付け求釈明に対する回答書 6P
72	げ	原告ら回答書	原告らの2024年(令和6年)2月14日付け「求釈明に対する回答書」	令和6年3月7日付け求釈明申立書 3P
73	け	軽度のケトアシドーシス	原告らがいうケトアシドーシスの確定診断の定義(血液のpHが7.30未満、HCO ₃ ⁻ が15mmol/L未満であること。原告らの2024年1月12日付け原告ら第13準備書面第1の7・13ページ)に達した程度のもの	令和6年3月7日付け求釈明申立書 5P
74	げ	原告ら第12準備書面	原告らの2023年(令和5年)11月22日付け「原告ら第12準備書面」	第10準備書面 8P
75	げ	原告ら第13準備書面	原告らの2024年(令和6年)1月12日付け「原告ら第13準備書面 医療の不提供」	第10準備書面 8P
76	い	今川・下医師意見書(その2)	今川篤子医師及び下正宗医師作成の2023年(令和5年)11月20日付け意見書(甲第103号証)	第10準備書面 9P
77	き	求釈明申立書2	原告らの2024(令和6)年5月20日付け求釈明申立書	令和6年6月18日付け求釈明に対する回答書 3P
78	ひ	被告第10準備書面	被告の令和6年5月15日付け第10準備書面	令和6年6月18日付け求釈明に対する回答書 3P
79	の	野村教授	久留米大学医学部内科学講座内分泌代謝内科学部門野村政壽主任教授	令和6年6月18日付け求釈明に対する回答書 5P
80	の	野村教授意見書2	野村教授の意見書(その2)	令和6年6月18日付け求釈明に対する回答書 5P
81	げ	原告ら第14準備書面	2024(令和6)年3月28日付け原告ら第14準備書面	第11準備書面 6P
82	さ	最高裁昭和57年判決	最高裁判所昭和57年4月1日第一小法廷判決(民集36巻45号519ページ)	第11準備書面 13P
83	さ	最高裁昭和50年判決	最高裁判所昭和50年10月24日第二小法廷判決(民集29巻9号1417ページ)	第11準備書面 15P
84	さ	最高裁平成11年判決	最高裁判所平成11年2月25日第一小法廷判決(民集53巻2号235ページ)	第11準備書面 15P
85	お	大阪高裁平成31年判決	大阪高等裁判所平成31年4月12日判決(判例タイムズ1467号71ページ)	第11準備書面 16P
86	げ	原告ら回答書2	原告らの2024(令和6)年3月28日付け求釈明に対する回答書	第11準備書面 17P
87	き	求釈明申立書3	原告らの2024(令和6)年9月17日付け求釈明申立書	令和6年11月6日付け求釈明に対する回答書 3P
88	さ	作成者氏名等	乙第16ないし第23号証の各文書の作成者の氏名、所属及び連絡先	令和6年11月6日付け求釈明に対する回答書 4P
89	げ	原告ら第15準備書面	2024(令和6)年9月18日付け原告ら第15準備書面	第12準備書面 5P
90	き	旧処遇規則	令和6年5月29日法務省令第37号による廃止前の被収容者処遇規則(従前「処遇規則」と略称設定していたものを改める)	第12準備書面 7P
91	げ	原告ら第16準備書面	2024(令和6)年11月20日付け原告ら第16準備書面	第13準備書面 3P
92	げ	原告ら第17準備書面	2025(令和7)年1月24日付け原告ら第17準備書面	第14準備書面 3P

		略 語	全 文	定義箇所
93	き	求釈明申立書4	原告5の2025（令和7）年2月10日付け求釈明申立書	第14準備書面 3 P
94	き	局長等	名古屋入管局長又は同局長から権限分掌を受けた者	第14準備書面 15 P